



## こんにちは！福祉作業所もくせい園です！



福祉作業所もくせい園は、障害のある方が利用する生活介護施設です。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、全職員マスク、ゴーグル、ビニール手袋を着用のもと施設利用者の介助にあっております。また、職員や利用者間の距離も可能な限り広げて運営をしております。

もくせい園の活動について次のページでも紹介していますので、ぜひご覧ください。

## もくせい園について

### ●もくせい園ってどんな施設?

障害のある施設利用者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように創作活動や生産活動の機会の提供や食事及び排泄の介助をしています。また、実習生やボランティアを受入れて様々なイベントや行事を通じて地域との交流も図っています。

### ●もくせい園とみなさんのつながりのために

障害者や施設の活動に対する理解と協力を得られるように、戸田市観光情報館トビック（戸田公園駅前行政センター2階）、市内のイベントや行事にて生産活動で製作した自主製品の販売を行っています。心身障害者福祉センターでも自主製品の展示や販売をしております。ハンドメイドで温かみのある作品ばかりです。

ぜひ一度ご覧いただき、ご購入を希望される方は下記までお気軽にお問い合わせください。

**問合せ先** 福祉作業所もくせい園

住所:戸田市川岸2-4-8(心身障害者福祉センター内)  
電話:048-445-8530



自主製品製作



自主製品販売

## 「手話通訳者はマスクをしないの?」



記者会見などで担当者や報道関係者がマスクを着用しながら話す中で、手話通訳者がマスクをしていない様子がテレビなどで放送されました。どうして手話通訳者はマスクをしないのでしょうか?

戸田市手話通訳者派遣事務所に聞いてみました!

## Q&A

### Q「手話通訳者がマスクしないのはどうして?」

**A** 手話は手の動きだけではなく、“口の形”、眉の動き、うなずきなどが文法の働きをしており、聴覚に障害のある方へ正しく情報を伝えるためです。



### Q「大きな声で話せば伝わるんじゃないの?」

**A** 日常的に手話を利用される方の多くは耳で大きな声で話しかけられても聞こえません。手話通訳者がいない場合は、“口の形”を読み取ることで聞こえる方の話している内容がわかる方もいますが、マスクで口元が隠れてしまうと“口の形”を読み取れず、話している内容がわからなくなってしまいます。

### Q「じゃあ、聴覚に障害のある方と接する時はどうすればいいの?」

**A** マスクを外す、または手話通訳者を派遣してもらうなど、その方に合わせた配慮をすることが大切です。



戸田市手話通訳者派遣事務所では戸田市社会福祉協議会の職員または戸田市社会福祉協議会認定の手話通訳者を派遣しており、マスクを着用しない場合もありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。



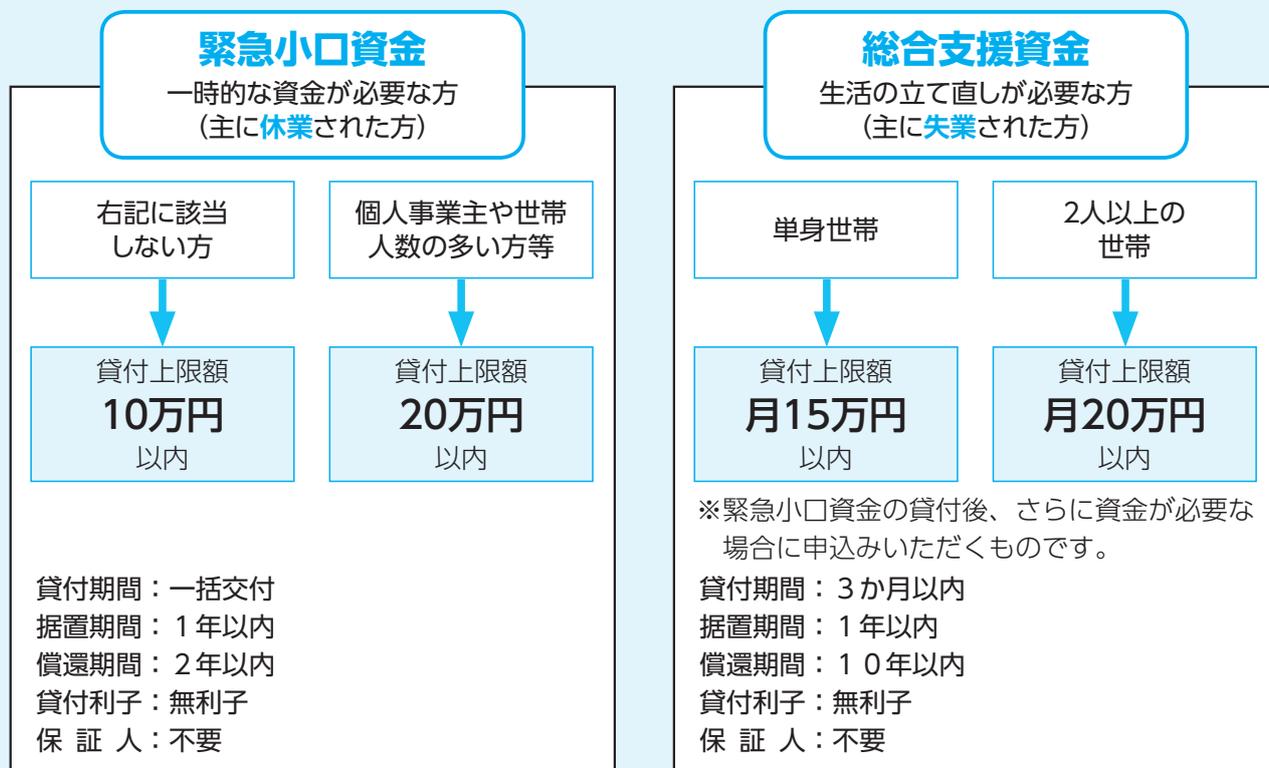
手話通訳者の派遣の依頼、各種ご相談などは下記までお問い合わせください。

**問合せ先** 戸田市手話通訳者派遣事務所

住所:戸田市川岸2-4-8(心身障害者福祉センター内)  
電話:048-445-1828 FAX:048-441-5031

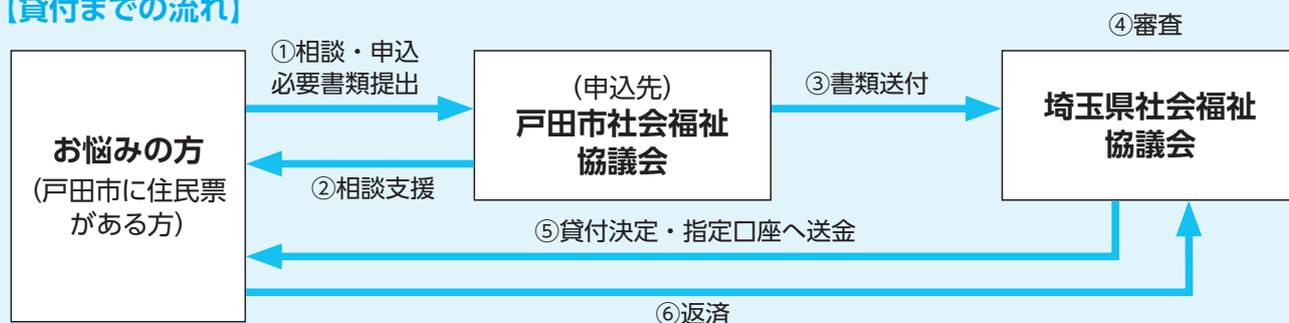
# 新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金にお悩みの皆様へ

収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計の維持や生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行っています。



※詳細は、戸田市社会福祉協議会ホームページ、埼玉県社会福祉協議会のホームページをご参照ください。

## 【貸付までの流れ】



## 【お申込みにあたって】

- ※貸付元である埼玉県社会福祉協議会の審査により、貸付を行わないことがあります。
- ※虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸付けた資金を即時に返済していただきます。
- ※お申込は、郵送又はご来所にて受付けいたします。
- ※現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクを軽減するため、極力郵送によるお申込にご協力をお願いします。

### 郵送の場合

- 戸田市社会福祉協議会へお問い合わせ後、必要書類をお送りください。
- 円滑に手続きを進めるため、必要書類への記載事項や添付書類を十分にご確認ください。
- 書類に不備がある場合には、再度のご送付をお願いする等により時間を要することとなりますので、予めご了承ください。

### 来所の場合

- 事前予約制のため、下記までお問い合わせください。

**問合せ先** 地域福祉推進係 電話:048-442-0309

なお、基本的な内容に関する問合せ先として、「個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター」(電話:0120-46-1999、受付時間:9:00~21:00、土日・祝日含む)がございますので、こちらもご活用ください。

# 令和2年度 事業計画・予算

第2期運営強化計画の実現のため、重点的な取り組みを中心に令和2年度事業を下記の通り実施します。

## I 事業計画

### 1 法人運営事業

#### (1) 会員増強運動

市民の福祉参加による地域福祉活動を推進するために、支部の協力のもと、会員増強運動を実施します。

#### (2) 調査・研究・検討

市民後見人の養成に関する調査、検討や活動財源確保に向けた調査研究を実施します。

#### (3) 広報・啓発

とだ社協だよりの定期発行に加え、ホームページのリニューアル(スマートフォン対応)等PR活動の充実を図ります。

#### (4) 組織の充実

経営管理の強化、人材確保・育成、活動財源の確保に向けた取り組みを実施します。

### 2 ボランティアセンター活動事業

ボランティアの需給調整や活動の情報提供、団体情報の発信支援の他、各種講座を実施します。

### 3 地域福祉事業

地域の方々が気軽に相談できるよう専任コミュニティソーシャルワーカーの配置、リズム体操等の支部活動活性化事業、夏休み・冬休みまごころこども塾、支部活動に必要な物品の貸出等を実施します。

### 4 一般募金配分金事業

リズム体操普及事業、子育て応援助成事業(ベビーカー購入助成)等を実施します。

### 5 歳末たすけあい配分金事業

歳末たすけあい支援金配分事業、在宅障害児家庭クリスマス会事業、戸田市健康福祉の杜まつり、換気扇・エアコン清掃事業、ボランティアセミナー等を実施します。

### 6 福祉作業所もくせい園事業(指定管理事業)

戸田市立福祉作業所もくせい園の管理運営  
(指定期間 平成28年度～令和2年度)

### 7 心身障害者福祉センター事業(指定管理事業)

戸田市立心身障害者福祉センターの管理運営  
(指定期間 平成28年度～令和2年度)

### 8 生活福祉資金貸付事業(受託事業)

低所得者、高齢者、身体障害者等に対し、資金の貸付と必要な相談・援助を行います。

### 9 手話通訳者派遣事業(受託事業)

聴覚や音声・言語機能に障害のある方のコミュニケーションの円滑化を図るため、手話通訳者を派遣します。

### 10 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)(受託事業)

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方等に対して、福祉サービス利用援助等により、その方の権利擁護に努めます。

### 11 ファミリー・サポート・センター事業(受託事業)

育児の援助を行いたい人(協力会員) 受けたい人(依頼会員)が会員となって、相互援助活動を実施し、地域において安心して子育てに取り組むことのできる環境づくりに努めます。

### 12 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター業務)(受託事業)

高齢になっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活を送れることを目指し、ニーズ把握のための地域懇談会や高齢者の地域参加を目的として、地域資源マップの作成等を実施します。

### 13 ボランティア・市民活動支援センター事業(指定管理事業)

戸田市ボランティア・市民活動支援センターの管理運営  
(指定期間 令和元年度～令和5年度)

### 14 地域包括支援センター事業(受託事業)

高齢者の心身の健康維持や生活の安定のために、総合相談支援や、権利擁護等を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

### 15 権利擁護事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など意思決定が困難な人の判断能力を補うため、戸田市社会福祉協議会が成年後見人、保佐人、補助人となり成年被後見人、被保佐人、被補助人の財産管理、身上監護を行い、その権利を擁護します。

### 16 自動販売機経営事業

市内の施設等に自動販売機を設置し、福祉事業推進のための自主財源の確保に努めます。

## II 予算

(単位:千円)

事業区分	拠点区分	予算額
社会福祉事業	(1) 法人運営事業	139,216
	(2) ボランティアセンター活動事業	2,005
	(3) 地域福祉事業	7,608
	(4) 一般募金配分金事業	5,001
	(5) 歳末たすけあい配分金事業	6,049
	(6) 福祉作業所もくせい園事業	75,873
	(7) 心身障害者福祉センター事業	46,907
	(8) 生活福祉資金貸付事業	120
	(9) 手話通訳者派遣事業	15,543
	(10) 福祉サービス利用援助事業	2,093
	(11) ファミリー・サポート・センター事業	6,490
	(12) 生活支援体制整備事業	2,506
	小計(A)	309,411
公益事業	(1) ボランティア・市民活動支援センター事業	33,581
	(2) 地域包括支援センター事業	34,163
	小計(B)	67,744
収益事業	(1) 自動販売機経営事業	12,000
	小計(C)	12,000
合計(A+B+C)		389,155

※令和元年度事業報告及び決算については7月以降にホームページへ掲載する予定です。

## ベビーカーを購入される方へ 子育て応援助成事業

安心して子育てができる地域づくりのため、乳幼児を子育て中の保護者を対象にベビーカーの購入経費の一部を助成します。

### 助成対象者 ※次のすべてに該当する方

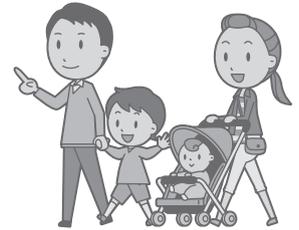
- 1 助成金申請時に2歳未満の乳幼児の保護者で乳幼児と同居している方
- 2 ベビーカーを購入した方で、助成金申請時に乳幼児・保護者ともに戸田市に住所がある方
- 3 保護者である申請者とその配偶者の合算の所得が400万円未満の方

### 助成金額

ベビーカーの購入金額(消費税含む)の2分の1までとし、5,000円を限度額とします。

### 申請方法

購入してから6カ月以内に、子育て応援助成金交付申請書とその他必要書類を提出してください。



問合せ・提出先 地域福祉推進係 電話:048-442-0309

## 手続き、支払い、契約などに不安のある方は 福祉サービス利用援助事業 (あんしんサポートねっと)

判断能力の不十分な高齢者、知的障害、精神障害のある方で手続き、支払い、契約などに不安がある方へ、安心して生活が送れるよう、以下のようなお手伝いをします。

- 1 福祉サービスなどの利用の手続き
- 2 日常生活に必要な事務手続き
- 3 日常生活に必要な金銭管理

問合せ先 地域福祉推進係 電話:048-442-0309

# お知らせ

notice

## 地域資源マップが完成しました

みなさんの住んでいる地域では、さまざまな活動が行われています。地域とのつながり、介護予防や生きがいのために、みなさんも身近な活動に参加してみませんか？



★参加に関する問合せ先★  
電話:048-444-0500

<地域資源マップ>



<地域資源リスト>



戸田市社会福祉協議会・戸田市長寿介護課・公共施設(一部)  
市立地域包括支援センター・新曽地域包括支援センター  
中央地域包括支援センター・東部地域包括支援センター  
で配布しています

## 会員制度について

戸田市社会福祉協議会は、福祉活動やボランティア活動等を進める民間の福祉団体です。

市民の方々が住み慣れた地域で安心して生活できる福祉のまちづくりを目指して、活動しています。

戸田市社会福祉協議会の事業運営は、市民の方々をはじめ各企業等からの会費や市からの助成金、また、寄付金などを財源として実施しています。

市民の皆様には、戸田市社会福祉協議会の活動趣旨にご賛同いただき、会員へのご加入をお願い申し上げます。

### ○会員とは

市民一人ひとりの主体的な参加と協力によって、私たちのために、私たちがお金を出し合い、福祉活動等とともに進めるために、会員(会費)制度を取り入れています。

### ○戸田市社会福祉協議会の活動とは

「ささえあい、人の和、地域の輪」を活動理念とし、下記の活動を行っています。

- ① 小地域ごとにおける住民の助け合い活動を通じての地域福祉の充実を目指し、町会・自治会ごとに設置された支部を単位に行う支部活動への支援
- ② ボランティア、福祉施設・団体などの福祉活動の支援
- ③ 障害のある方や介護を必要とする高齢者へのサービスをはじめ、各種相談、情報提供など

### ○会員の種類と金額について

- 普通会員 1口 500円  
賛助会員 1口を500円として2口以上  
特別会員 1口 10,000円

### ○令和元年度会費実績

区 分	金 額
普通会員	6,179,500円
賛助会員	1,077,000円
特別会員	380,000円
合計	7,636,500円

### ○令和元年度の会費の使途

- ・支部活動推進のために・・・6,336,500円  
支部(町会・自治会)での子育てサロンやリズム体操などの推進、地域福祉推進を目的としたセミナーや研修会の開催など
- ・ボランティア活動推進のために・・・1,300,000円  
ボランティアセミナーや手話講習会等の講座の開催や、ボランティア相談、ボランティア情報誌の発行など

**問合せ先** 地域福祉推進係 **電話:048-442-0309**

## 苦情解決制度について

戸田市社会福祉協議会では、サービスに関する皆様の声を受け止め、事業内容の改善や質を向上させるため、下記のとおり苦情解決に関する仕組みを設けています。

### 苦情解決までの流れ

- ①苦情の受付  
苦情受付担当者が随時苦情を受け付けています。また、第三者委員に直接申し出ることもできます。
- ②苦情受付の報告・確認  
受け付けた苦情を、苦情解決責任者や第三者委員に報告し、内容を確認します。
- ③苦情のための話し合い  
苦情解決責任者は、苦情申出人との話し合いによる解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

### 第三者委員

さいたま人権擁護委員協議会南部部会

梅 田 雪 代

戸田市民生委員・児童委員協議会

梅 田 義 秋

**問合せ先** 総務係 **電話:048-434-5266**

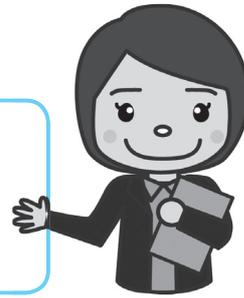


## コミュニティソーシャルワーカーの配置について

令和2年度より新曾南庁舎(新曾地域包括支援センター内)にコミュニティソーシャルワーカー1名を配置しました。  
地域で不安や悩みを抱えている方々に適切に対応し、また、複雑多岐にわたり増加している福祉ニーズや生活課題に専門機関と連携し取り組んでまいります。  
お気軽にご相談ください。

電話:048-444-0500

住所:戸田市新曾南3-1-5 新曾南庁舎4階  
受付時間等:月曜日~金曜日(祝日、祭日は除く)  
8:30から17:15まで



## 埼玉県共同募金会戸田市支会について

### ■災害義援金の募集について

埼玉県共同募金会戸田市支会では、右記の災害により被災された方々に対する義援金を募集しております。窓口受付の他、下記の場所に募金箱を設置しておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

#### 募金箱設置場所

- (1) ①~⑤ 福祉保健センター(戸田市大字上戸田5番地の6)1階 戸田市社会福祉協議会受付
- (2) ②~⑤ 心身障害者福祉センター(戸田市川岸2-4-8)1階 受付
- (3) ②~⑤ ボランティア・市民活動支援センター(戸田市上戸田1-18-1)受付
- (4) ②~⑤ 新曾南庁舎(戸田市新曾南3-1-5)4階 新曾地域包括支援センター受付

### ■災害義援金へのご協力ありがとうございました

#### 令和元年台風第19号埼玉県災害義援金

寄付者	金額
第一法規株式会社 様	50,000円
匿名希望	10,000円

①【熊本県】平成28年熊本地震義援金  
【令和3年3月31日(水)まで】

②【中央共募】平成30年7月豪雨災害義援金  
【令和2年6月30日(火)まで】

③【佐賀県】令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金  
【令和2年8月31日(月)まで】

④【千葉県】令和元年台風15号・台風19号・  
大雨千葉県災害義援金  
【令和2年6月30日(火)まで】

⑤【中央共募】令和元年台風第19号災害義援金  
【令和3年3月31日(火)まで】



## 令和元年度 共同募金運動 結果報告

共同募金運動とは、身近な地域に暮らしている体の不自由な方や高齢者など、手助けを必要とする方々を支援するための募金です。昨年度も寄付者の皆様をはじめ、多くの募金ボランティアの皆様にご支援、ご協力をいただき、多くの募金が集まりました。戸田市社会福祉協議会では下記の事業資金として活用させていただきました。誠にありがとうございました。(実績額は3月31日現在)

### 赤い羽根募金運動

令和元年度実績額 赤い羽根募金 9,233,821円

- 1 戸田市社会福祉協議会の事業 5,104,000円
  - (1) 支部共同募金活動費助成事業
  - (2) リズム体操普及事業
  - (3) 車イス貸出事業
  - (4) 防災備品整備事業
  - (5) 子育て応援助成事業
  - (6) 福祉団体等育成事業
- 2 埼玉県内の福祉事業 4,129,821円



### 地域歳末たすけあい募金運動

令和元年度実績額 歳末たすけあい募金 6,337,894円

- 1 歳末たすけあい支援金配分事業
- 2 在宅障害児家庭クリスマス会事業
- 3 戸田市健康福祉の杜まつり
- 4 換気扇・エアコン清掃事業
- 5 ボランティアセミナー
- 6 母子世帯支援事業
- 7 地域資源マップ



問合せ先 埼玉県共同募金会戸田市支会(戸田市社会福祉協議会) 電話:048-442-0309



## 皆様のあたたかいお気持ちに感謝します

■寄付者一覧(令和元年12月1日から令和2年3月31日まで)

寄付者	寄付金品
いちご会 様	50,000円
中町支部 様	71,900円
株式会社ニッケン住販 様	68,340円
永井曜 様	100,000円
宗教法人おうかんみち 様	500,000円
新曽下町もちつき大会 様	11,906円
萩原脩 様	29,122円
ASA戸田東部 様	20,000円
NPO法人戸田ほっと社会館 様	3,000円
新曽パッチワークサークル 様	2,000円
春草流いけばなサークル 様	1,000円
陶芸サークル 様	12,130円
陶芸クラブ釉遊工房 様	5,000円
東部パッチワークサークル 様	4,300円
戸田藍玉の会 様	4,000円

寄付者	寄付金品
袋物サークル 様	16,550円
ニッケン建設株式会社 様	100,000円
公益社団法人埼玉県宅建協会南彩支部 様	35,000円
別府克己 様、ヒロ子 様	100,000円
手芸クラブ・ゆうゆう 様	200,000円
戸田地区自転車商組合 様	24,800円
笹目コミュニティ協議会 様	9,530円
株式会社ベルク 戸田中町店 様	65,412円
熊木勝利 様	20,000円
埼玉土建一般労働組合蕨戸田支部 様	30,916円
匿名 様 2件	1,845円
匿名 様 4件	食器類、座布団、文具類、メガネ、メガネケース

問合せ先 総務係 電話:048-434-5266

## ご寄付のお願い

戸田市社会福祉協議会では、ご寄付を随時受け付けております。お預かりした貴重な寄付金は、地域福祉の充実に役立させていただきます。皆様からのあたたかいお気持ちを、心よりお待ちしております。



### 【こんなときは、ぜひご相談ください】

- ・福祉のために、何か役に立ちたい
  - ・バザーやチャリティーコンサートなどの収益金を役立ててほしい
  - ・企業の社会貢献として、地域福祉に役立ててほしい
  - ・家庭でためた貯金箱を、福祉に役立ててほしい
  - ・寄付をしたいが、どのようにしたらよいかわからない など
- お申込みは、総務係までお問い合わせください。

### 【税制上の優遇措置について】

戸田市社会福祉協議会への寄付金は、以下の通り税制上の優遇措置が受けられます。

- 個人の方：2,000円を超える場合、確定申告により寄付金控除が受けられます。(所得税法第78条第2項、埼玉県条例第25条の2に該当)
  - 法人の方：一般の寄付金とは別枠で損金算入することができます。(法人税法第37条第4項に該当)
- ※ 詳細はお近くの税務署にお問い合わせください。



## その入れ歯、すてないで! ~入れ歯回収事業のお知らせ~

戸田市社会福祉協議会では、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会と協力し、入れ歯に使用されている金属をリサイクルして福祉活動に役立てるため、下記の場所で不要入れ歯を回収しています。

また、回収ボックスの設置等にご協力いただける歯科医院を募集しています。ご協力よろしく申し上げます。

### 回収ボックスの設置場所

- ① 市役所 2階ロビー
- ② 心身障害者福祉センター 1階玄関ホール
- ③ 福祉保健センター 1階事務室向かい
- ④ 戸田市シルバー人材センター
- ⑤ 特別養護老人ホーム とだ優和の杜
- ⑥ 特別養護老人ホーム 戸田ほほえみの郷

### 入れ歯リサイクル回収報告

令和元年度回収分の入れ歯等1,066gにつきまして、貴金属の分析量に基づき、日本入れ歯リサイクル協会様から、93,452円の寄付金をいただきました。ご協力ありがとうございました。

### ●回収対象

- ① 金属のついた入れ歯
- ② 歯にかぶせた「クラウン」
- ③ 歯に詰めた「インレー」
- ④ 歯と歯をつないだ「ブリッジ」

### ●不要となった入れ歯を寄付する方法

- ① 入れ歯は汚れを落とし、熱湯か入れ歯洗浄剤(除菌タイプ)で消毒する。
- ② 新聞広告等の厚手の紙で入れ歯を包み、回収ボックスに備え付けのビニール袋に入れて投入してください。

問合せ先 総務係 電話:048-434-5266